入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6及び女川町財務規則(昭和50年女川町規則第12号)第91条の規定により、次の とおり公告する。

令和6年5月24日

女川町長 須 田 善 明

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 女川町保育業務支援システム構築業務委託
 - (2) 業務場所 女川町立第四保育所 女川町浦宿浜字小屋ノ口28番地 女川町立しおかぜ保育所 女川町女川浜字大原602番地3
 - (3) 業務概要 別紙仕様書のとおり
 - (4) 業務期限 契約日の翌日から令和7年3月31日まで
 - (5) 予定価格 公表しない。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

女川町物品調達等入札参加資格要綱(平成20年女川町訓令甲第30号。以下「要綱」という。)第4条第2項の規定に基づく令和5・6年度入札参加資格承認を受けている業者で、下記の要件を満たすこと。

- (1) 事業所の所在地に関する条件 宮城県内に契約権のある本社(店)又は営業所等を有すること。
- (2) 過去の実績

平成26年度以降に国又は地方公共団体が発注したICT導入等業務を1回以上締結し、それらをすべて誠実に履行した実績を有すること。

- (3) 女川町から要綱第10条に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (7) 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱(平成20年女川町訓令甲第26号) に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。
 - ア 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役

員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配 人及び営業所の代表者)が暴力団である場合又は暴力団員が経営に事実上参加し ていると認められる者。

- イ 入札に参加しようとする者又はその役員が、自社、自己若しくは第三者の不正 な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員又は 暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)の威力を利用するなどしていると認 められる者。
- ウ 入札に参加しようとする者又はその役員が、暴力団等又は暴力団等が経営若し くは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便 宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認め られる者。
- エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難される べき関係を有していると認められる者。
- オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りなが ら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められる者。

3 入札手続等

(1) 入札担当課

担当課名:女川町健康福祉課

電話番号:0225-54-3131 (内線141)

郵便番号:986-2265

住 所:宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

女川町役場庁舎1階

(2) 入札参加申請書類の交付等

入札参加申請書類の交付の期間及び場所は、5の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等の閲覧

当該業務に係る仕様書、図面及び契約条項(以下「設計図書等」という。)を閲覧に供する。

- ア 閲覧の期間及び場所は、5の表に示すとおりとする。
- イ 設計図書等に対する質問について
 - (ア) 設計図書等について質問がある場合は、質疑応答書に質疑事項を記入の上、 電子メールに添付し、5の表に示す期間内に提出することができる。
 - (イ) 質疑事項に対する回答は、5の表に示す期間に女川町公式ウエブサイトで 閲覧に供する。
- (4) 入札の提出期限及び場所

ア 提出期限及び方法

提出期限は令和6年7月5日(金)、提出方法は郵送(配達証明付書留郵便)とし、詳細は6の(1)に記載のとおりとする。

- イ 場所
 - (1) と同じ。
- (5) 開札の日時、場所等
 - アー日時

令和6年7月9日(火)午後2時

イ 場所

牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1 女川町役場庁舎1階栄養相談室

4 入札参加資格の確認等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類 (アについては、3の(2)により配布する様式による。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 一般競争入札参加申請書 1部
- イ 委任状 1部
- ウ 宮城県内に本社等を有していることを証明する書類(例 登記事項証明書、賃 貸借契約書、固定資産税納税証明書等。写し可)
- 工 業務実績表
- オ 女川町から連絡する際の窓口となる申請者社員の名刺 1部
- (2) 入札参加書類の提出方法、提出期限及び提出場所
 - ア 提出方法

郵送(配達証明付郵便)に限る。なお、封筒には「入札参加申請書類在中」と 朱書きすること。

- イ 提出期限及び場所
 - 5の表に示すとおりとする。
- (3) 入札参加資格の有無については、5の表に示す期日に通知する。
- (4) 入札参加希望者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由を書面により問い合わせることができる。
- (5) (4)の問合せを行う場合は、その旨を記載した書面を入札担当課に提出すること。

5 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所
入札参加申請書類	期間	女川町公式ウエブサイト
交付	令和6年5月27日 (月)から	
	令和6年6月14日(金)まで	
設計図書の閲覧・配付	期間	女川町公式ウエブサイト
	令和6年5月27日 (月)から	
	令和6年6月14日 (金)まで	
質疑の受付	期間	電子メールにより実施
	令和6年5月27日 (月)から	下記アドレスに業務名を記載し、
	令和6年6月6日 (木)まで	送信すること(※1) (※2)
		kenkou2@town.onagawa.lg.jp
回答書の閲覧	期間	女川町公式ウエブサイト
	令和6年6月10日 (月)から	
	令和6年6月14日 (金)まで	
入札参加申請書類提出	期限	宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1
	令和6年6月18日(火)	番地1
	※郵送必着	女川町役場庁舎健康福祉課
		※郵送(配達証明付郵便)
入札参加資格通知	期日	電子メールにより通知
	令和6年6月26日(水)	
入札書受付締切	期限	宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1
	令和6年7月5日(金)	番地1
	※郵送必着	女川町役場庁舎健康福祉課
		※郵送(配達証明付郵便)
開札	日時	宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1
	令和6年7月9日(火)	番地1
	午後2時	女川町役場庁舎1階栄養相談室

- (※1) 電子メール以外(窓口、電話、ファクシミリ等)の受付は行わないので、注意 すること。
- (※2) 上記の期間中のうち質疑の受付については、表に示す期間内の午前9時から午後4時までとする。

6 入札方法等

- (1) 入札書の提出
 - ア 入札書の提出期限は令和6年7月5日(金)とする。
 - イ 入札書の提出方法は郵送とする。この場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封かんの上、入札参加者の名称及び入札に係る業務名及び開札日を表記し、外封筒には入札書在中の旨及び開札日を朱書きし、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達するように郵送すること。なお、封筒の大きさについては、任意とする。
 - ウ 郵送以外の入札書の提出は認めない。
- (2) 開札の日時及び場所は3の(5)に示すとおりとする。なお、入札者又はその代理人(代理人の場合は委任状を提出のこと。)は開札に立ち会わなければならない。開札に立ち会わない場合は、失格とする。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 予定価格の範囲内での価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。再度入札回数は原則1回であるが、入札執行者が認めた場合は、この限りでない。
- 7 入札保証金免除とする。

8 入札の無効

- (1) 要綱第2条に規定する競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合して入 札したことが明らかなとき。
- (5) その他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号)に抵触する行為その他の不正の行為があったとき。
- (6) 契約締結後において、上記(1)から(5)により入札が無効になることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

9 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した入札者等のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10 契約保証金

契約金額の10分の1以上の額とする。ただし、女川町財務規則第106条に該当する場合は免除とする。

11 その他

- (1) 入札参加者は、要綱及び女川町建設工事競争入札参加心得(平成15年女川町訓令甲第28号。以下「競争入札参加心得」という。)を遵守しなければならない。
- (2) 落札者の決定後、この入札に付する業務に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者は、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
- (3) 要綱及び競争入札参加心得については、女川町公式ウエブサイト又は女川町健康福祉課において閲覧できる。